

第7節 形態3-2

(網構成)

第26条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) L SとG Sとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にL Sが複数ある場合は、1つのG Sがその接続対象地域内にある全てのL Sと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にG Sが複数ある場合は、1つのL Sがその接続対象地域内にある全てのG Sと接続することを可能とします。

(接続方式)

第27条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + A B C D E + F G H J
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 閉番号区域内では、市内局番からの発信が行われた場合には当社網と直接協定事業者網間では市外局番を付加して転送します。

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

エ 当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、ウの限りではありません。

- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は個別線信号方式を使用し、SRM信号方式を適用します。

イ SRM信号方式で用いる信号名と機能、実現手段、及び多周波符号として使用する周波数は次のとおりとします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

使用する信号名と機能

信号名	機能
(1) 起動信号	呼の接続に先立ち、前位交換機より後位交換機に対して交換動作の開始を指示します。
(2) 受信装置捕捉完了信号	後位交換機が起動信号受信後、選択信号受信装置の捕捉が完了したことを前位交換機に指示します。
(3) KP信号	選択信号を後位交換機に送出する旨を通知します。
(4) 受信準備完了信号	KP信号を停止するため及び選択信号の送出を開始してよいことを指示します。
(5) 選択信号	着信端末機器の番号など、所用の方向に呼を導くための選択意志を運びます。
(6) ST信号	選択信号の送出完了を示します。
(7) 応答信号	着信端末機器が呼び出しに応じたことを後位交換機より前位交換機に伝えます。
(8) 課金信号 ^(注1)	後位交換機から前位交換機に課金の契機を伝えます。

(9) 終話信号	着信端末機器の呼の終了を後位交換機より前位交換機に伝えます。
(10) 切断信号	呼の終了のため通話路の解放指示を後位交換機に伝えます。
(11) 復旧完了信号	前位交換機よりの切断信号により後位交換機が復旧し新たな呼が受け付けられる状態になったことを前位交換機に伝えます。

(注1)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

信号名と実現手段

信号実現手段 信号名	前位交換機送出			後位交換機送出		
	前位 SS 線 地気	前位 SS 線 地気断	多周波符号 後位 SR 線	地気 後位 SR 線	地気断	SR 線の一定時間開放
(1) 起動信号	○					
(2) 受信装置捕捉完了信号		○				
(3) K P 信号			○			
(4) 受信準備完了信号					○	
(5) 選択信号			○			
(6) S T 信号			○			
(7) 応答信号				○		
(8) 課金信号 ^(注1)						○
(9) 終話信号					○	
(10) 切断信号		○				
(11) 復旧完了信号					○	

(注1)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

多周波符号と使用する周波数

周波	公称	符号	周波数 (Hz)	数数字号										K P	S T
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		
		0	700	○	○		○			○					
		1	900	○		○		○			○				○
		2	1100		○	○			○			○		○	
		4	1300				○	○	○				○		
		7	1500							○	○	○	○		
		K	1700											○	○
誤差	送出側誤差	±6Hz													
	受信側誤差	±15Hz													

ウ 接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-A6及びPT-I3のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点は応答信号を受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点は切断信号を受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時の終話信号を受信したのちに切断信号を送信した時点とします。

ウ 本則の通信時間の測定等に規定する当社が業務上の必要により設置する電気通信回線であってその電気通信回線への通話に関する料金について支払いを要しないこととされているものへの通信においては応答信号なしとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の

設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間では試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

(ア) 当社はLSにAAT機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K13のとおりとします。

(イ) 直接協定事業者はGSにAAT機能（強制切断無し）を有するか、もしくは直接協定事業者網内に試験用端末機器を設置することを要し、当社はその機能もしくは機器を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT-K13のとおりとします。

(ウ) 当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 (注1)	強制切断の 有無
LSからGSへの 接続確認	手動接続試験	GSのAAT又は直接協定 事業者の試験用端末機器	0A～J	非課金	無
GSからLSへの 接続確認	手動接続試験	LSのAAT	0A～J	非課金	無

(注1)：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

(エ) 当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出会い試験を実施します。

(オ) 当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0A0 + CDE + FGHJK
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

0A0 + CDE + 140 (X)
0A0 + CDE + 141 (X)
0A0 + CDE + 142 (X)
0A0 + CDE + 143 (X)
0A0 + CDE + 161 (X)
0A0 + CDE + 181 (X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は第1項(2)の規定を準用します。
- (3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項(3)の規定を準用します。
- (4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6、技術的条件集別表6.1又は技術的条件集別表6.4に示すとおりとします。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 網同期クロックインタフェース仕様は技術的条件集別表9に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。